

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年10月15日

【四半期会計期間】 第31期第3四半期(自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日)

【会社名】 サムティ株式会社

【英訳名】 Samty Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江口和志

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区西中島四丁目3番24号

【電話番号】 06(6838)3616 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営管理本部長兼経営管理部長 小川靖展

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区西中島四丁目3番24号

【電話番号】 06(6838)3616 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営管理本部長兼経営管理部長 小川靖展

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第30期	第31期	第30期
		第3四半期 連結累計期間	第3四半期 連結累計期間	第30期
会計期間		自 平成22年12月1日 至 平成23年8月31日	自 平成23年12月1日 至 平成24年8月31日	自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日
売上高	(百万円)	10,558	7,863	16,227
経常利益	(百万円)	1,003	203	1,288
四半期(当期)純利益	(百万円)	585	381	1,192
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	594	385	1,220
純資産額	(百万円)	15,250	18,095	15,900
総資産額	(百万円)	67,829	69,144	64,953
1株当たり四半期(当期)純利益 金額	(円)	3,771.14	2,283.52	7,594.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	3,715.12	2,124.56	7,498.73
自己資本比率	(%)	22.5	26.1	24.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	32	940	6,615
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	698	3,053	618
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	193	3,839	7,171
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	3,171	3,799	3,954

回次		第30期	第31期
		第3四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日	自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	1,397.65	646.46

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第30期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 第31期第1四半期連結累計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第30期第3四半期連結累計期間及び第30期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額について遡及処理しております。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(不動産賃貸事業)

新規設立：サムティ管理株式会社

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつあるものの、欧州政府債務危機による海外景気の下振れ懸念やデフレの影響等、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの属する不動産業界におきましては、資金調達環境の改善を受け、新規物件取得の動きが活発化するなど、不動産市況は概ね回復基調で推移しております。

このような事業環境下におきまして、当社グループは当期を「飛躍元年」の年度と位置づけ、安定的かつ持続的な事業成長の継続と今後の利益の源泉となる物件仕入の強化に努めてまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は売上高は7,863百万円（前年同四半期比25.5%減）、営業利益は1,356百万円（前年同四半期比37.8%減）、経常利益は203百万円（前年同四半期比79.8%減）、四半期純利益は381百万円（前年同四半期比34.8%減）となりました。

#### (セグメント別の状況)

##### 不動産事業

不動産事業は、自社ブランド「S-RESIDENCE」シリーズ等の企画開発・販売及び収益不動産等の再生・販売を行っております。また投資用マンションの企画開発・販売及びファミリー向け分譲マンション等の企画開発を行っております。

投資用マンションとして「サムティ南堀江LUCÉ（大阪市西区）」及び「サムティ神戸BENIR（神戸市兵庫区）」等において143戸を販売し、その他収益マンションとして「多賀城口ジュマン（宮城県多賀城市）」等を販売いたしました。

この結果、当該事業の売上高は4,396百万円（前年同四半期比41.1%減）、営業利益は639百万円（前年同四半期比60.3%減）となりました。

##### 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、賃貸マンション、オフィスビル、商業施設、ホテル等の賃貸及び管理を行っております。

賃料収入の増加を図るべく、積極的に入居者及びテナント誘致活動を展開し、また賃貸コスト圧縮に努めてまいりました。

この結果、当該事業の売上高は3,223百万円（前年同四半期比2.8%減）、営業利益は1,556百万円（前年同四半期比8.8%減少）となりました。

##### その他の事業

その他の事業は、「センターホテル東京（東京都中央区日本橋）」及び「センターホテル大阪（大阪府中央区北浜）」の2棟のビジネスホテルを保有・運営しております。

この結果、当該事業の売上高は281百万円（前年同四半期比11.3%増）、営業利益35百万円（前年同四半期比66.4%増）となりました。

（注）各事業の売上高にはセグメント間の内部売上高が含まれております。

## (2) 財政状態の分析

### (資産の部)

当第3四半期連結会計期間の資産合計は、前連結会計年度末と比べ、4,191百万円増加し、69,144百万円となっております。このうち流動資産は1,030百万円増加し、22,435百万円となっており、固定資産は3,162百万円増加し、46,696百万円となっております。流動資産の主な増加要因は、開発用地の取得等による仕掛販売用不動産1,370百万円の増加であります。固定資産の主な増加要因は、賃貸用固定資産の取得等による有形固定資産3,148百万円の増加であります。

### (負債の部)

当第3四半期連結会計期間の負債合計は前連結会計年度末と比べ、1,997百万円増加し、51,049百万円となっております。このうち流動負債は46百万円減少し、18,487百万円となっており、固定負債は2,044百万円増加し、32,562百万円となっております。固定負債の主な増加要因は、長期借入金2,271百万円の増加であります。

### (純資産の部)

当第3四半期連結会計期間の純資産合計は、第三者割当増資等による資本金985百万円及び資本剰余金985百万円の増加等により、前連結会計年度末と比べ、2,194百万円増加し、18,095百万円となっております。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動により940百万円減少、投資活動により3,053百万円減少、財務活動により3,839百万円増加した結果、前連結会計年度末と比べ、155百万円減少し、当第3四半期連結累計期間末には3,799百万円となりました。

当第3四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における営業活動により使用した資金は、940百万円（前第3四半期連結累計期間は32百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益778百万円、たな卸資産の増加1,752百万円によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における投資活動により使用した資金は、3,053百万円（前第3四半期連結累計期間は698百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の売却による収入2,805百万円、有形固定資産の取得による支出5,457百万円によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における財務活動により得た資金は、3,839百万円（前第3四半期連結累計期間は193百万円の支出）となりました。これは主に、株式の発行による収入1,970百万円、長期借入による収入8,216百万円、長期借入金の返済による支出6,361百万円によるものであります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6)生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社グループは、不動産事業及び不動産賃貸事業を主要な事業としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、受注実績の記載はしていません。

販売実績

当第3四半期連結累計期間において著しい増減はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	398,000
A種優先株式	5,000
計	403,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年10月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	169,319	169,319	大阪証券取引所JASDAQ (スタンダード)	(注)2
A種優先株式	5,000	5,000	非上場	(注)2、3
計	174,319	174,319		

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成24年10月1日からこの四半期報告書提出までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

###### [剰余金の配当]

###### (1) A種優先配当

当会社は、毎年12月1日以降翌年11月30日までの事業年度におけるいずれかの日（ただし、平成25年12月1日以降の日）を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき18,000円の金銭による剰余金の配当（以下、「A種優先配当」という。）を行う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、当該配当の累積額を控除した額とする。

###### (2) 非累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が、A種優先配当の額に達しない場合は、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

###### (3) 参加条項

当会社は、ある事業年度において、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当のほか、（ア）普通株主又は普通登録株式質権者に対して当該事業年度に属する日（ただし、平成25年12月1日以降の日。以下本(3)において同じ。）を基準日として行う剰余金の配当の額の合計額が普通株式1株につき1,000円（当会社の普通株式に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）を初めて超過するときは、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、当該超過する額に下記[普通株式を対価とする取得請求権]に定める1株当たり取得請求時交付株式数を乗じて得られる額の剰余金の配当を行うものとし、（イ）普通株主又は普通登録株式質権者に対して当該事業年度に属する日を基準日として（ア）に加えてさらに別の剰余金の配当を行うときは、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額の合計額に下記[普通株式を対価とする取得請求権]に定める1株当たり取得請求時交付株式数を乗じて得られる額の剰余金の配当を行うものとする。

###### [剰余財産の分配]

###### (1) 優先剰余財産分配金の額

当会社は、剰余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき360,000円の金銭を支払う。

(2) 参加条項

当社は、上記(1)に基づく分配後、さらに残余する財産があるときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、下記[普通株式を対価とする取得請求権]に定める1株当たり取得請求時交付株式数乗じて得られる額の残余財産を、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位にて分配する。

[議決権]

A種優先株主は、株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

[普通株式を対価とする取得請求権]

A種優先株主は、平成25年11月30日又は当社若しくはSamty Holdings Co., Ltd.の株式を株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)以外の証券市場(海外を含む。)へ上場する準備が整い、当社若しくはSamty Holdings Co., Ltd.の取締役会その他の業務執行機関が当該取引所に上場申請することを決議した日のいずれか早い日以降、いつでも、当社に対し、次に定める数の普通株式(以下、「取得請求時交付株式」といい、A種優先株式1株当たりの取得請求時交付株式の数を「1株当たり取得請求時交付株式数」という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、取得請求時交付株式を、当該請求に係るA種優先株主に対して交付するものとする。ただし、取得請求の日において、取得請求時交付株式の数が、当社の発行可能普通株式総数から発行済普通株式数を控除して得られた株式数を上回る場合には、当社は、当該株式数の範囲内において、当該取得請求に係るA種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種優先株式の数に360,000円を乗じて得られる額を、下記(2)及び(3)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従い、これを切り捨てた上、同項に定める金銭をA種優先株式の取得を請求したA種優先株主に交付するものとする。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、36,000円(以下、「当初取得価額」という。)とする。

(3) 取得価額の調整

次に掲げる事由が生ずる場合には、それぞれ次のとおり取得価額を調整する。

・普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式数を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式数を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{当初取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株主無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

・普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{当初取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・下記に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、株式若しくは新株予約権の取得と引換えに普通株式が交付される場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下同じ。)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{発行済普} \\ \text{通株式数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当社が保有す} \\ \text{る普通株式の数} \end{array} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left( \begin{array}{l} \text{発行済普} \\ \text{通株式数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当社が保有す} \\ \text{る普通株式の数} \end{array} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

・当会社に取得させることにより又は当会社に取得されることにより、下記 に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は、当該基準日。）に、また株主割当日がある場合は、その日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

・行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記 に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、「1株当たり払込金額」として、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストックオプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

上記 に掲げた事由によるほか、次のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、取得価額の調整を行う旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日その他必要な事項を書面によりあらかじめ通知した上、取締役会が上記 に準じた調整として合理的と判断する方法により、必要な取得価額の調整を行うことができる。

・合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収合併、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

・取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更の可能性を生ずる事由の発生により、当会社が取得価額の調整を必要と認めるとき。

取得価額の調整に際して計算が必要な場合、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は行わない。

(4) 取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(5) 取得請求をしようとするA種優先株主は、当会社の定める取得請求書に必要事項を記載した上、これを取得請求受付場所に提出しなければならない。

(6) 取得の効力は、取得請求書が取得請求受付場所に到着した時に発生し、当会社は、A種優先株式を取得し、当該取得請求をしたA種優先株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。



**[金銭を対価とする取得請求権]**

A種優先株主は、平成25年12月1日以降、いつでも、当会社に対し、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該請求に係るA種優先株式1株を取得することと引換えに、360,000円に、払込期日から当該請求のなされた日までの期間にわたり利率10%の年率複利換算で計算された利息相当額を加算した金額から、上記[剰余金の配当]に基づきA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払った当該A種優先株式に係る剰余金の配当の額を控除した金額に相当する金銭を、当該請求に係るA種優先株主に対して交付するものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から本項に基づくA種優先株式の取得請求がなされた場合には、当会社は、分配可能額の範囲内において、取得請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が決定する方法により、当該取得請求に係るA種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

**[優先買戻し特約]**

A種優先株主は、その有するA種優先株式の全部又は一部（以下、「譲渡株式」という。）を第三者に譲渡しようとするときは、当該第三者の氏名又は名称及び譲渡株式1株当たりの譲渡価額その他当会社が定める事項をあらかじめ書面で当会社に通知するものとし、この場合において、当会社は、当該通知後15日間に、A種優先株主に書面で通知することにより、譲渡株式を譲り受けようとする第三者に優先して、当該期間内に、譲渡株式を、A種優先株主が当会社に対してした通知に記載された譲渡価額で当会社自ら譲り受け、又は当会社の指定する第三者をして譲り受けさせることができるものとする。

**[株式の併合又は分割、募集株式の割当て等]**

- (1) 当会社は、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- (2) 当会社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

**[優先順位]**

- (1) A種優先株式及び普通株式に係る剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式に係る剰余金の配当を第1順位とし、普通株式に係る剰余金の配当を第2順位とする。
- (2) A種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位とし、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

**[種類株主総会の決議]**

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

**(2) 【新株予約権等の状況】**

該当事項はありません。

**(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】**

該当事項はありません。

**(4) 【ライツプランの内容】**

該当事項はありません。

**(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】**

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月5日(注)	5,000	174,319	900	5,872	900	5,773

(注) 第三者割当 発行価格360,000円 資本組入額180,000円  
割 当 先 Samty Holdings Co.,Ltd.

**(6) 【大株主の状況】**

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式169,319	169,319	
単元未満株式			
発行済株式総数	169,319		
総株主の議決権		169,319	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が6株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。
2. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年5月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。
3. 当第3四半期会計期間において、第三者割当によるA種優先株式の発行により、完全議決権株式としてA種優先株式が5,000株増加したことから、当第3四半期会計期間末現在の発行済株式総数は174,319株となっております。また、A種優先株式に係る議決権の数が5,000個増加したことから、当第3四半期会計期間末現在の総株主の議決権は174,319個となっております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
取締役		早瀬 恵三	昭和33年10月28日	昭和57年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)入行 平成17年2月 マイルストーンターンアラウンドマネジメント(株)設立、代表取締役就任(現任) 平成20年2月 ラオックス(株)取締役就任(現任)	(注)2		平成24年7月4日

- (注) 1. 取締役 早瀬恵三氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の任期は、就任の時から平成24年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長 不動産本部長(不動産本部、東京支店担当)	代表取締役社長 不動産本部長(不動産本部担当)	江口 和志	平成24年6月5日
常務取締役 経営管理本部長兼経営管理部長(経営管理本部、福岡支店担当)	常務取締役 経営管理本部長兼経営管理部長(経営管理本部担当)	小川 靖展	平成24年6月5日

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年6月1日から平成24年8月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年12月1日から平成24年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人だいちによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,539	4,559
売掛金	106	123
販売用不動産	10,312	10,270
仕掛販売用不動産	5,624	6,995
商品	0	0
貯蔵品	2	2
繰延税金資産	323	182
その他	504	309
貸倒引当金	8	7
流動資産合計	21,405	22,435
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	16,249	18,286
信託建物（純額）	1,905	1,866
土地	22,210	23,704
信託土地	1,059	1,059
その他（純額）	630	286
有形固定資産合計	42,055	45,204
無形固定資産		
のれん	133	169
その他	125	110
無形固定資産合計	258	280
投資その他の資産		
投資有価証券	225	180
長期貸付金	144	110
繰延税金資産	456	403
その他	412	531
貸倒引当金	18	13
投資その他の資産合計	1,220	1,212
固定資産合計	43,534	46,696
繰延資産		
創立費	0	0
開業費	13	11
繰延資産合計	13	12
資産合計	64,953	69,144

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年8月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	258	379
短期借入金	140	418
1年内返済予定の長期借入金	17,141	16,725
未払法人税等	289	192
その他	705	772
流動負債合計	18,534	18,487
固定負債		
長期借入金	27,153	29,424
繰延税金負債	501	441
退職給付引当金	50	60
預り敷金保証金	1,624	1,513
建設協力金	874	834
匿名組合出資預り金	260	260
その他	54	27
固定負債合計	30,518	32,562
負債合計	49,052	51,049
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,887	5,872
資本剰余金	4,787	5,773
利益剰余金	6,218	6,404
株主資本合計	15,893	18,050
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1	5
繰延ヘッジ損益	11	8
その他の包括利益累計額合計	9	3
新株予約権	14	48
少数株主持分	1	-
純資産合計	15,900	18,095
負債純資産合計	64,953	69,144

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年8月31日)
売上高	10,558	7,863
売上原価	6,963	4,949
売上総利益	3,594	2,914
販売費及び一般管理費	1,414	1,557
営業利益	2,180	1,356
営業外収益		
受取利息	6	5
受取配当金	3	4
匿名組合投資利益	91	-
金利スワップ評価益	0	0
その他	10	3
営業外収益合計	112	13
営業外費用		
支払利息	1,082	1,083
支払手数料	180	32
その他	26	51
営業外費用合計	1,289	1,167
経常利益	1,003	203
特別利益		
固定資産売却益	82	662
その他	0	-
特別利益合計	83	662
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	10	17
投資有価証券評価損	-	50
その他	5	18
特別損失合計	15	86
税金等調整前四半期純利益	1,071	778
法人税、住民税及び事業税	427	271
過年度還付法人税等	5	-
法人税等調整額	64	128
法人税等合計	485	399
少数株主損益調整前四半期純利益	585	379
少数株主損失( )	-	1
四半期純利益	585	381

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年8月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	585	379
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3	3
繰延ヘッジ損益	6	2
その他の包括利益合計	9	6
四半期包括利益	594	385
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	594	387
少数株主に係る四半期包括利益	-	1

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年8月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,071	778
減価償却費	621	605
のれん償却額	4	6
受取利息及び受取配当金	10	10
支払利息	1,082	1,083
為替差損益（は益）	0	0
有形固定資産売却損益（は益）	82	662
退職給付引当金の増減額（は減少）	5	10
売上債権の増減額（は増加）	6	20
たな卸資産の増減額（は増加）	1,539	1,752
仕入債務の増減額（は減少）	318	121
前渡金の増減額（は増加）	215	214
預り敷金及び保証金の増減額（は減少）	115	110
その他	135	251
小計	1,240	515
利息及び配当金の受取額	10	10
利息の支払額	1,101	1,089
法人税等の支払額	116	377
営業活動によるキャッシュ・フロー	32	940
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	25	-
定期預金の預入による支出	175	175
有形固定資産の売却による収入	896	2,805
有形固定資産の取得による支出	1,503	5,457
無形固定資産の取得による支出	10	61
投資有価証券の売却による収入	181	-
投資有価証券の取得による支出	-	0
出資金の清算による収入	0	0
出資金の払込による支出	55	160
長期貸付金の回収による収入	65	34
長期貸付けによる支出	83	-
建設協力金の支払による支出	39	39
投資活動によるキャッシュ・フロー	698	3,053



(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年8月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	252	1,160
短期借入金の返済による支出	4,363	882
長期借入れによる収入	10,026	8,216
長期借入金の返済による支出	6,480	6,361
株式の発行による収入	688	1,970
配当金の支払額	136	194
その他	180	69
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>193</b>	<b>3,839</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	859	155
現金及び現金同等物の期首残高	4,409	3,954
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	378	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 3,171	1 3,799

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年12月1日 至 平成24年8月31日)
(1) 連結の範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間より、新たに設立したサムティ管理株式会社を連結の範囲に含めております。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更 該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年12月1日 至 平成24年8月31日)
(会計方針の変更) 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年12月1日 至 平成24年8月31日)
(「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(表示方法の変更) 前第3四半期連結累計期間、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取配当金」は、当第3四半期連結累計期間より区分して表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、営業外収益「その他」に表示しておりました14百万円は、「受取配当金」3百万円、「その他」10百万円として組み替えております。 また、前第3四半期連結累計期間、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「前渡金の増減額(は増加)」は、当第3四半期連結累計期間より区分して表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フロー「その他」に表示しておりました351百万円は、「前渡金の増減額(は増加)」215百万円、「その他」135百万円として組み替えております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年8月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年12月1日 至 平成24年8月31日)	
(平成23年8月31日現在)		(平成24年8月31日現在)	
現金及び預金	3,687 百万円	現金及び預金	4,559 百万円
預入期間が3ヶ月超の定期預金	515 百万円	預入期間が3ヶ月超の定期預金	760 百万円
現金及び現金同等物	3,171 百万円	現金及び現金同等物	3,799 百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年12月1日 至 平成23年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年2月25日 定時株主総会	普通株式	138	1,000	平成22年11月30日	平成23年2月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年12月1日 至 平成24年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年2月28日 定時株主総会	普通株式	195	1,200	平成23年11月30日	平成24年2月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

### 3. 株主資本の著しい変動

平成24年7月4日開催の臨時株主総会の決議を経て、A種優先株式を発行いたしました。その概要は以下のとおりです。

(1) 発行新株式数	5,000株
(2) 発行価額	1株につき360,000円
(3) 発行価額の総額	1,800百万円
(4) 資本組入額	1株につき180,000円
(5) 資本組入額の総額	900百万円
(6) 増加する資本準備金の額の総額	900百万円
(7) 募集または割当方法	第三者割当の方法による
(8) 申込期日	平成24年7月5日
(9) 払込期日	平成24年7月5日
(10) 割当先及び割当株式数	Santy Holdings Co.,Ltd. 5,000株

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年12月1日 至 平成23年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産事業	不動産賃貸 事業	その他の 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	7,048	3,256	252	10,558		10,558
セグメント間の内部売上高 又は振替高	418	59		477	477	
計	7,467	3,315	252	11,036	477	10,558
セグメント利益	1,609	1,706	21	3,337	1,157	2,180

(注)1. セグメント利益の調整額 1,157百万円は、セグメント間取引消去 452百万円、各報告セグメントに配賦されない全社費用 701百万円が主であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年12月1日 至 平成24年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産事業	不動産賃貸 事業	その他の 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	4,396	3,223	243	7,863		7,863
セグメント間の内部売上高 又は振替高			38	38	38	
計	4,396	3,223	281	7,901	38	7,863
セグメント利益	639	1,556	35	2,232	875	1,356

(注)1. セグメント利益の調整額 875百万円は、セグメント間取引消去 38百万円、各報告セグメントに配賦されない全社費用 831百万円が主であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響は軽微であります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年8月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	3,771円14銭	2,283円52銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	585	381
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	585	381
普通株式の期中平均株式数(株)	155,159	166,984
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3,715円12銭	2,124円56銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)	2,338	12,493 (内、A種優先株式10,545)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年12月1日至平成23年8月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年12月1日至平成24年8月31日)

当社は平成24年9月25日開催の当社取締役会において、取締役(社外取締役を除く)に対し、下記の株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の名称

サムティ株式会社第12回新株予約権

(2) 発行数

1,935個

(3) 発行価格

新株予約権1個当たり24,597円(株式1株当たり24,597円)

(4) 発行価額の総額

47,597,130円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

( 7 ) 新株予約権の行使期間

平成24年10月11日から平成54年10月10日まで。

( 8 ) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記( 7 ) に定める新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 1 0 日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が上記( 7 ) に定める新株予約権を行使することができる期間の末日の 1 か月前の日においても取締役の地位を喪失していないときは、その翌営業日から上記( 7 ) に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡したときは、その相続人は下記 に定める「新株予約権割当契約書」に従って、新株予約権を行使できるものとする。

各新株予約権は、1 個を分割して行使できないものとする。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

( 9 ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 1 7 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

( 10 ) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

( 11 ) 新株予約権の取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

社外取締役を除く取締役 6 名に割り当てる。

( 12 ) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第 2 条第 2 項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項なし。

( 13 ) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との取決めは、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるものとする。

( 14 ) 新株予約権を割り当てる日

平成24年10月10日

( 15 ) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成24年10月10日

( 16 ) 新株予約権の取得条項

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。



(17) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（5）に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（9）に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（16）に準じて決定する。

(18) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年10月12日

サムティ株式会社  
取締役会 御中

監査法人だいち

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 星 野 誠 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 村 田 直 隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサムティ株式会社の平成23年12月1日から平成24年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年6月1日から平成24年8月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年12月1日から平成24年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サムティ株式会社及び連結子会社の平成24年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。